

第5章 分野別の基本施策

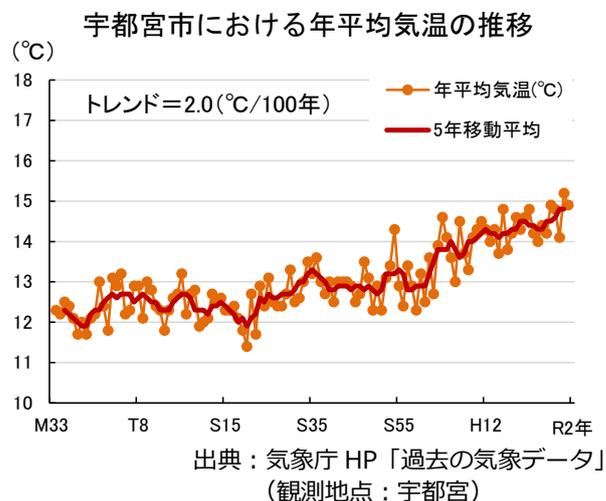
- 1 地球環境
- 2 廃棄物
- 3 自然環境
- 4 生活環境
- 5 人づくり

1 地球環境



地球環境分野の特徴

温室効果ガス排出量の増加を踏まえ、低炭素化に向けた実効性の高い取組を進めるとともに、脱炭素社会の構築を見据えた新たな環境技術の積極的な導入と普及を図ります。また、気候変動による影響に備えるため、水害対策や熱中症予防等に取り組みます。



施策体系

1-1 低炭素化の促進

- (1) 家庭における低炭素化の促進
- (2) 事業所における低炭素化の促進
- (3) 市役所における低炭素化の促進



1-2 自立分散型エネルギーの普及促進

- (1) 創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進
- (2) 地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用



1-3 環境にやさしいまちづくりの推進

- (1) 環境負荷の少ない都市整備
- (2) エコで便利な交通体系の構築
- (3) 気候変動への適応策の推進



1-1 低炭素化の促進

(1) 家庭における低炭素化の促進

省エネ行動の実践に向けた普及啓発を図るとともに、脱炭素化を見据えた ZEH の導入を促進します。

【施策指標】

市民 1 人あたりの
温室効果ガス排出量 (年)



3.84 t-CO₂
(H29)



2.61 t-CO₂
(R7)

指標の達成に向けてできること

- LED 照明や太陽光発電、蓄電池、家庭用燃料電池（エネファーム）などを導入しましょう。
- 冷暖房の適切な温度管理、見ていないテレビは消すなどの省エネ生活を実践しましょう。
- 家電などを買うときは、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

① 低炭素化・脱炭素化を促進する普及啓発の推進

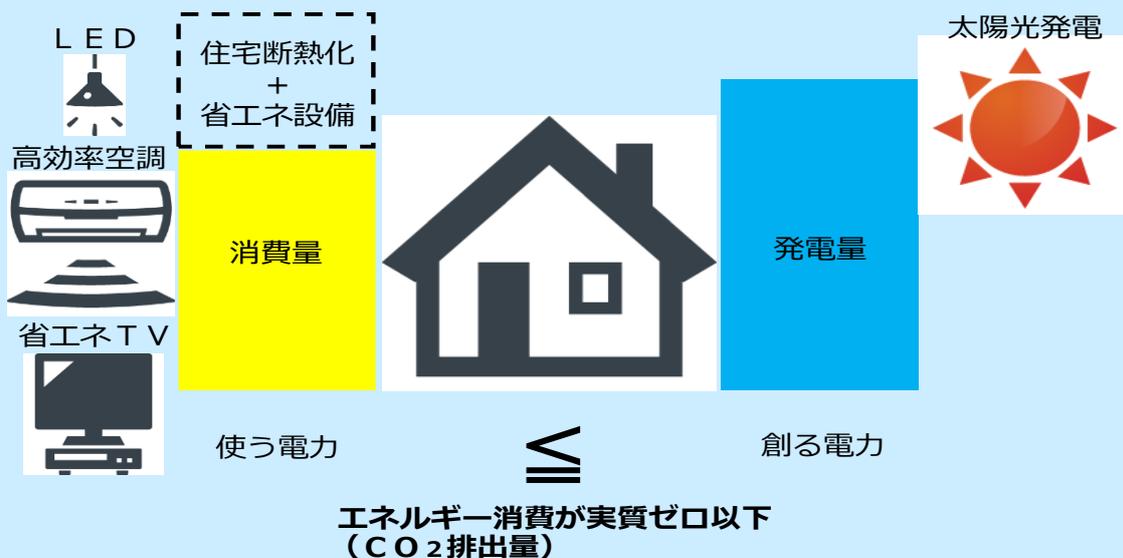
- 民間企業等と連携した普及啓発の実施
- 市の広報媒体を活用した情報発信

② 低炭素化住宅・脱炭素化住宅の普及促進

- 家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施【拡充】
- ZEHの導入促進【新規】
- 省エネ促進等住宅改修支援事業の実施



ZEHとは



(2) 事業所における低炭素化の促進

低炭素化に資する好事例を事業者間で共有することによる環境配慮行動の普及展開や環境にやさしい自動車の普及促進を図ります。

【施策指標】

事業者の温室効果ガス排出量（年）

225.7 万 t-CO₂
(H29)



191.9 万 t-CO₂
(R7)



① 人づくり支援と情報の充実

- ・ SDGs 人づくりプラットフォームにおける低炭素化好事例の普及展開【新規】
- ・ 市の広報媒体を活用した情報発信（再掲）

② 事業所における実践行動の促進

- ・ EVの導入促進【新規】
- ・ 「新しい生活様式」に対応した低炭素な事業活動の促進【新規】
- ・ 融資制度等による環境保全対策の支援

指標の達成に向けてできること

- ・ 省エネ性能の高い設備や再生可能エネルギーなどを導入しましょう。
- ・ クールビズ・ウォームビズや、環境マネジメントシステムを参考とした環境にやさしい事業活動を行いましょう。



(3) 市役所における低炭素化の促進

第3次「宇都宮市“ストップ・ザ・温暖化”プラン」を策定し、市が率先してエネルギー利用の効率化など温室効果ガス排出量の削減に取り組むことで、市域における低炭素化の取組の普及拡大を図ります。

【施策指標】

市有施設における温室効果ガス排出量（年）

91,874t-CO₂
(R1)



76,300t-CO₂
(R7)



市有施設とは、市役所や地区市民センター、図書館や学校、清掃工場や下水処理場など、市が所有している様々な種類の施設を総称したものです。

① 市役所業務における温室効果ガス排出量の削減の推進

- ・ 市役所におけるエコオフィス活動の推進
- ・ エネルギー利用設備に係る高効率化の推進【新規】
- ・ 市有施設の電力の調達における低炭素化の推進【新規】



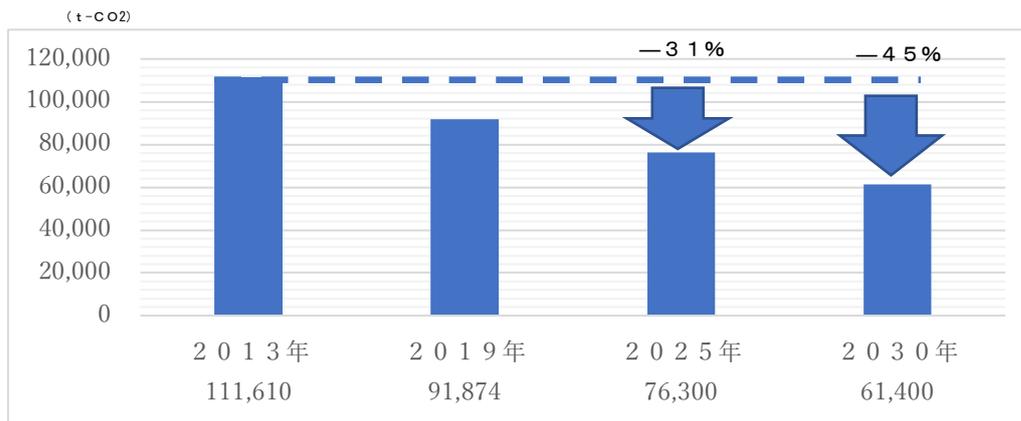
～コラム～ 第3次宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化”プラン

1) どんなもの？

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて、地方公共団体が自らの事務・事業により発生する温室効果ガスの排出量を削減するために策定する「地方公共団体実行計画」です。令和3年度から令和7年度までの5年間を対象に、温室効果ガスの排出量削減のための取組や目標を定めています。

2) どのくらい温室効果ガスを削減するの？

2013年から、2025年までに31%、2030年までに45%の削減を行います。



温室効果ガス削減量イメージ図

3) どんな取組をするの？

市有施設の省エネ化のほか、廃棄物や処理物の資源化などを含め様々な取組を定めています。下記に具体的な取組の一部を示します。

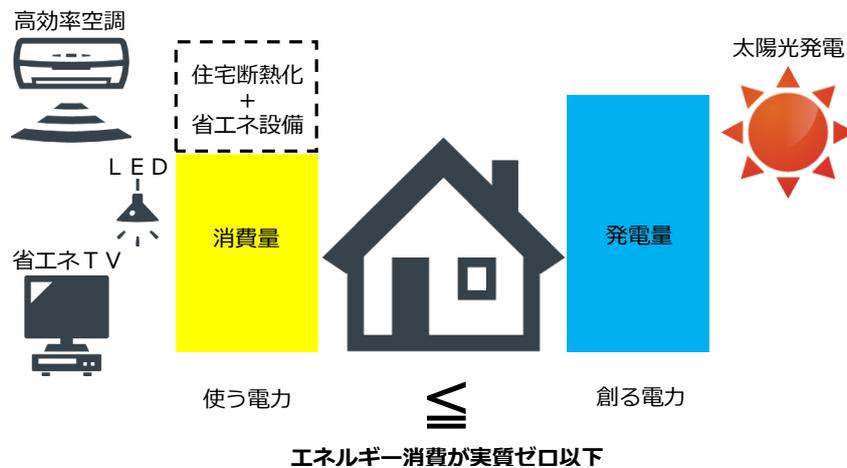
- 具体的な取組(一例)
 - ・ 地域新電力会社からの再生可能エネルギーの調達
 - ・ 廃棄物の焼却により発生する熱エネルギーを利用した発電と自家消費
 - ・ 環境にやさしい物品の購入やこまめなスイッチオフなど職員による環境配慮行動の推進 など

～コラム～ これからの住宅のはなし

1) これからの住宅はどんなものになるの？

①断熱, ②省エネ, ③創エネにより, 家の中で消費するエネルギーを実質ゼロ以下にする「ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の普及が進められています。

- ①断熱: 壁や床・天井・屋根に断熱材を入れて断熱性を高める。
- ②省エネ: エアコンや冷蔵庫などのエネルギー消費の多い機器は省エネ性能を重視する
- ③創エネ: 太陽光発電システムや蓄電池を導入する。



2) どんな効果があるの？

健康面や経済面, 災害時のエネルギー確保や地球温暖化防止の効果が期待されます。

●健康面

高い断熱性により, 冬場などにおける急激な温度変化がもたらすリスク (ヒートショック) を軽減することができます。

●経済面

高い断熱性や省エネによる, 光熱費の抑制に加えて, 太陽光発電システム等によるエネルギーの自家消費で, 更なる光熱費の削減が可能です。

●災害時のエネルギー確保

太陽光発電システムと蓄電池の併用により, 災害時においても非常用電力を確保できます。

●地球温暖化防止

太陽光などの再生可能エネルギーを利用することで, 温室効果ガス排出量の削減に貢献できます。

1-2 自立分散型エネルギーの普及促進

(1) 創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進

家庭や市有施設などにおける太陽光発電システムや蓄電池、コージェネレーションシステム等の自立分散型エネルギーの更なる普及を図ります。

【施策指標】

太陽光発電

設備導入世帯数（累計）

17,957 世帯
(R1)



24,000 世帯
(R7)



災害時に役立つ蓄電池⁴

蓄電池は、太陽光パネルで発電した電気を貯めておくことができる設備です。

停電時には、蓄電池に貯めた電気を家庭で使用することができるため、災害時の備えとして近年注目されています。

① 創エネ・蓄エネの導入促進

- ・ 家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施【拡充】（再掲）
- ・ 事業所における創エネ・蓄エネの普及促進【新規】

② 創エネ・蓄エネを活用した市有施設の低炭素化の推進

- ・ 地域防災拠点施設における創エネ・蓄エネ設備の導入推進【拡充】
- ・ 太陽光発電向け市有財産貸出事業の実施

(2) 地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用

大谷地域に賦存する冷熱エネルギーの活用や脱炭素社会の構築に向けた水素の活用を図ります。

【施策指標】

冷熱エネルギーを活用した
事業への参入者数（累計）

6 事業者
(R2)



10 事業者
(R7)



冷熱エネルギーを活用したいちご

① 地域エネルギーの活用によるまちの活性化

- ・ 地域新電力による再生可能エネルギーの地産地消の推進【新規】
- ・ 大谷地域に賦存する冷熱エネルギーを生かした活性化策の実施

② 脱炭素化に向けた水素エネルギーの活用

- ・ 燃料電池自動車の導入促進【新規】
- ・ 再生可能エネルギーを活用した水素サプライチェーン^{*}の構築に向けた検討【新規】

冷熱エネルギー⁴

大谷地域の採取場跡地内にある多量な地下水を「冷熱エネルギー」として捉え、いちごの栽培などに有効活用しています。

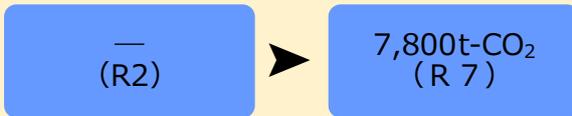
1-3 環境にやさしいまちづくりの推進

(1) 環境負荷の少ない都市整備

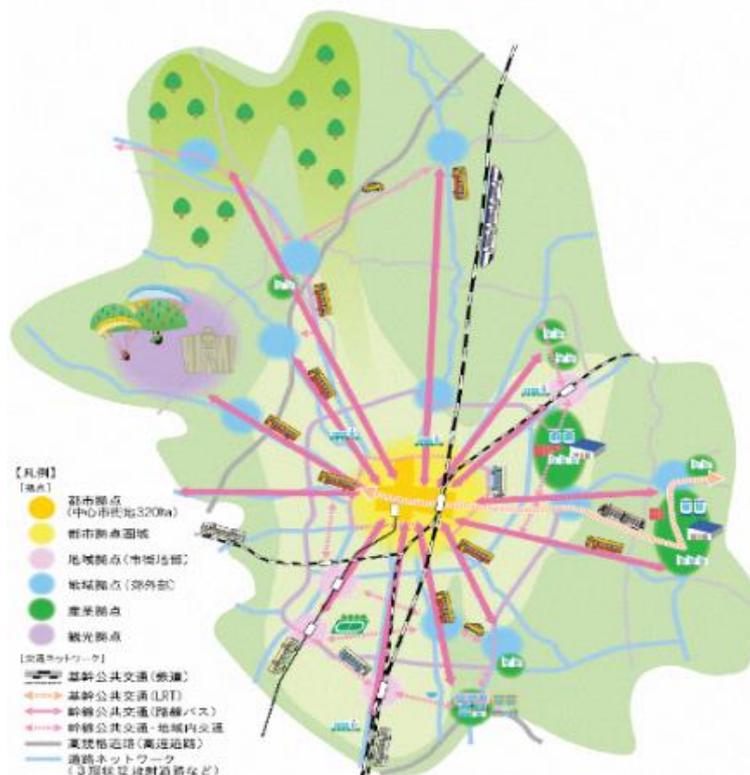
ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けて、都市機能の誘導・集約を進めながら、環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

【施策指標】

地域新電力による
温室効果ガス削減量（累計）



- ① 地域・街区等におけるエネルギーの合理的な利用の推進
 - ・ 駅東口地区整備事業におけるエネルギーの合理的な活用手法の検討
 - ・ 平出町トランジットセンターゾーン整備における環境負荷の少ない拠点形成【新規】
 - ・ コージェネ等を活用したエネルギーの効率的利用の促進【新規】
 - ・ 地域新電力によるA I・I o Tを活用した電力調達やエネルギー融通の推進【新規】
 - ・ 地域拠点や産業拠点におけるエネルギーの相互利用の推進
- ② ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けたまちづくりとの連携
 - ・ 環境負荷の少ないまちづくりに向けた集約型都市構造の推進
 - ・ 都市機能等の適正な立地誘導に向けた「立地適正化計画」の推進



～コラム～ 次世代自動車による二酸化炭素排出量の削減

1) 次世代自動車とはどんなもの？

次世代自動車とは、ハイブリッド車[※]、電気自動車（EV）、水素で走る燃料電池自動車（FCV）[※]やガソリンも使える電気自動車であるプラグインハイブリッド車（PHV）[※]などの環境にやさしい自動車のことです。

宇都宮市は、自動車保有率が全国平均と比べても高い状況にあり、自動車から排出される二酸化炭素（CO₂）や大気汚染物質などへの対策が課題となっています。

しかし、次世代自動車に乗り換えることで、CO₂や大気汚染物質の排出を減少させることができます。

さらに、次世代自動車には、電気を供給する機能を有する車種があることから、災害時などに非常用電源として活用することもできます。

2) 次世代自動車による二酸化炭素の削減効果は？

ガソリン車、HV、EV、FCV、PHV の価格帯と CO₂ 排出量^{※1} を比較しました。

ガソリン車と比較して次世代自動車は高価ですが、本市をはじめ、国や県による補助制度を活用して、環境にやさしい自動車への乗り換えを検討してみましょう。

※ 1 …火力発電所など、電気をつくる際に発生する二酸化炭素を含む。

車種	比較項目	価格帯	CO ₂ 排出量
ガソリン車		100～300 万円	1,000～ 1,400 kg/年
HV		250～350 万円	610 kg/年
EV		350～450 万円	420 kg/年
FCV		700～900 万円	0 kg/年
PHV		450～550 万円	450 kg/年

出典：トヨタ自動車 WEB サイト (<https://toyota.jp/index.html>)

日産自動車ホームページ (<http://www.nissan.co.jp/>)

三菱自動車ホームページ (<https://www.mitsubishi-motors.co.jp/index.html>)

～コラム～ 水素エネルギーを活用した新たな環境技術

1) 水素エネルギーとはどんなもの？

平成 26 年に市場投入された燃料電池自動車（FCV）により、近年、「水素エネルギー」が社会的に注目されています。

水素はこれまで主に工業原料として、半導体工場や石油化学工業などで用いられてきましたが、水素エネルギーは電気やガソリンなどに代わるエネルギーとして利用するものです。

水素をエネルギーとして利用するには、燃料電池で電気をつくり出す方法、水素を燃やして使う方法の大きく 2 つに分けられます。燃料電池は、「水の電気分解」とは逆に水素と酸素を反応させて電気を作り出す仕組みであり、この原理を活用したものが家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池自動車（FCV）です。

2) どんな良いことがあるの？

水素エネルギーが環境技術として注目されている最大の理由は、利用時に CO₂ や大気汚染物質を排出しないという特性にあります。また、従来のエネルギーと比べてエネルギーの利用効率が高く、省エネ効果も期待できます。水素はタンクに充填することで運搬することも可能であり、送電口スのようなことは生じません。

これまで水素の製造は天然ガスなどを消費し、大量の温室効果ガスを排出することがありましたが、現在では再生可能エネルギー由来の電気を使用することで、製造時の CO₂ 排出を削減することができるようになり、水素エネルギーが将来性のある環境技術としてより一層注目されています。



出典：環境省ホームページ

3) 宇都宮市はどのようにするの？

水素エネルギーの普及拡大にはインフラの整備や設備に多額の投資が必要となるなどの課題がありますが、環境にやさしいだけでなく、新たな産業の創出等も期待されるため、国・県や民間企業等と連携し、再生可能エネルギーを活用した水素サプライチェーンの構築に向けた検討を進めていきます。

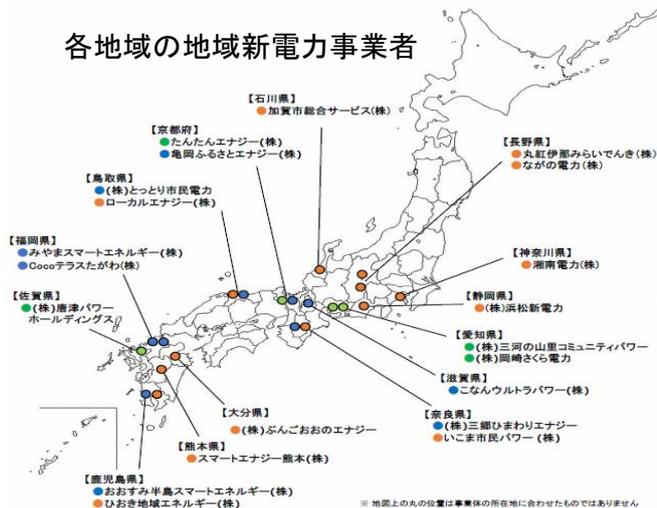
～コラム～ 地域新電力による地域の活性化

1) 地域新電力とはどんなもの？

平成28年4月1日からはじまった、国の「電力の小売全面自由化」を受けて、「エネルギーの地産地消」の促進を目標とした地域密着型の小売電気事業のことを指し、全国各地において、地域内の電力（再生可能エネルギー等）を有効活用する取組が広がっています。

地域新電力会社の中には、自治体が出資しているものもあり、エネルギーの地産地消とともに、地域経済の活性化が図られています。

各地域の地域新電力事業者



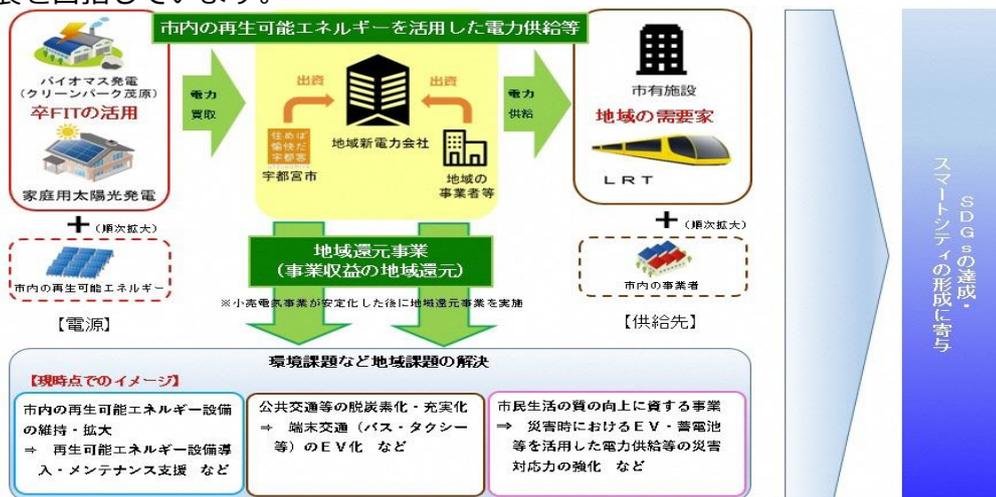
出典：環境省 HP 「地域新電力事例集」

- ：地域低炭素化推進事業体を設立する前
- ：地域低炭素化推進事業体を設立する後
- ：地方公共団体が参画している地域新電力

2) 宇都宮市は何をするの？

本市においても、地域新電力会社の設立に取り組んでおり、本市のごみ焼却施設である「クリーンパーク茂原」における廃棄物発電や、各家庭の太陽光パネルにより発電した再生可能エネルギーを市有施設などで消費することで、「再生可能エネルギー」や電気料金といった「資金」を市内で活用することが可能となり、本市の「脱炭素化」や「資金循環による経済効果」などが見込まれます。

また、本市の地域新電力は単なる「エネルギー会社」にとどまらず、市内の再エネ設備の維持・拡大や、公共交通の脱炭素化など地域課題の解決に貢献する「まちづくり会社」への発展を目指しています。



(2) エコで便利な交通体系の構築

自動車から自転車や公共交通などへの利用転換や電気自動車等の普及を促進することで、環境負荷の低減を図ります。

【施策指標】

公共交通

夜間人口カバー率（年）

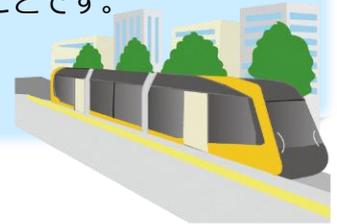
91.9%
(R1)



97.5%
(R7)



LRT（ライト・レール・トランジット）⁴¹ 各種交通との連携や低床式車両（LRV）の活用、軌道・停留場の改良による乗降の容易性などの面で優れた特徴がある次世代の交通システムのことです。



- ① LRTの整備や公共交通網の再構築
 - ・ ICカードを活用した公共交通の利便性向上策の実施【拡充】
 - ・ LRTの整備
 - ・ 公共交通等のネットワーク化の強化
- ② 自転車を利用しやすいまちづくりの推進
 - ・ 自転車を利用しやすい空間の確保
 - ・ レンタサイクルの拡充
 - ・ 自転車通勤の促進
- ③ 低炭素型モビリティの導入促進
 - ・ EVの導入促進【再掲】
 - ・ 電気自動車等のカーシェアリングの導入検討

(3) 気候変動への適応策の推進

本市における気候変動による影響について分かりやすく情報提供するとともに、重大な気候変動影響に対する適応策を推進します。

【施策指標】

適応をテーマとした

出前講座等の数（年）

—
(R1)



10回
(R7)



本市において懸念される気候変動の影響

- ・ 大型台風や局地的豪雨などによる浸水被害や農作物被害の発生
- ・ 真夏日の増加などによる熱中症患者搬送数の増加
- ・ 農作物の生育不良や病害虫の発生 など

- ① 気候変動に関する普及啓発
 - ・ 気候変動に関する理解と適応策の実践に向けた情報発信【拡充】
- ② 気候変動への適応策の推進
 - ・ 局地的な集中豪雨等への対応【拡充】
 - ・ 熱中症対策の推進【拡充】
 - ・ 農業における気候変動による影響への対応【新規】



～コラム～ 気候変動による影響と適応策

1) 気候変動による影響とはどんなもの？

気候変動による影響には、様々なものがあり、海水の膨張や氷河の融解による海面上昇、マラリアなど熱帯性感染症の感染リスクが高い地域の拡大、農作物などの生育不良による食糧危機、極端な高温・熱波・大雨などの発生頻度が増加すると考えられています。令和元年度の台風第19号も気候変動による影響のひとつといわれています。

2) 適応策とは？

「適応策」とは、地球温暖化の進行により、今後または既に生じつつある影響（異常気象等）について、さまざまな面において備えを講じることをいいます。

我が国では、パリ協定に定められた「気候変動の悪影響に適応する能力と気候に対する強靭性を高めること」などを目的として、平成30年に「気候変動適応法」が施行されました。

気候変動適応法では、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動への適応を推進するために担うべき役割を明確化するとともに、都道府県及び市町村については「地域気候変動適応計画」の策定を努力義務としています。

3) 宇都宮市はどうするの？

宇都宮市では、令和2年度に「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中間見直しに伴い、同計画に内包する形で「地域気候変動適応計画」を策定しました。

本市の適応策については、国や県の調査結果を踏まえつつ、本市の地域特性を考慮し、市民の生命及び財産に多大な影響を及ぼす「①水害、②暑熱（熱中症）、③農業」の3分野において、特に重点的な取組を推進していきます。

【水害】

- ・ 田んぼダムによる河川への流出量の制御
- ・ 雨水貯留施設等の設置費補助の対象の拡大 など

【暑熱（熱中症）】

- ・ W B G T（暑さ指数）計測器の貸し出しによる熱中症予防の促進
- ・ まちなかにおけるミストシャワーの整備 など

【農業】

- ・ 効率的な利水調整体制の構築
- ・ 関係機関と連携した高温対策技術等や高温耐性品種等の導入支援 など

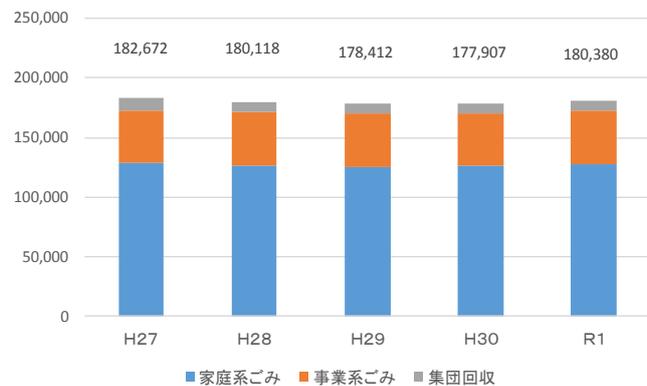
2 廃棄物



廃棄物分野の特徴

ごみの排出量の削減に向けて、3R※などの取組を推進するほか、世界的に関心が高まっている食品ロスや海洋プラスチックごみによる環境汚染など、新たな環境問題にも的確に対応していきます。

宇都宮市内におけるごみ排出量の推移



施策体系

2-1 ごみの発生抑制・再使用の促進

- (1) 普及啓発の促進
- (2) 発生抑制・再使用の推進



2-2 資源循環利用の推進

- (1) 資源循環利用の推進
- (2) 各主体による資源化の促進



2-3 適正な処理の推進

- (1) 適正な収集・処分体制の推進
- (2) 不法投棄の未然防止・拡大防止の推進



2-1 ごみの発生抑制・再使用の促進

(1) 普及啓発の推進

ごみの分別や3R（リデュース・リユース・リサイクル）行動に関する知識の普及啓発を推進します。

【施策指標】

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」
のダウンロード数（累計）

26,463件
(R1)



51,000件
(R7)



「さんあ〜る」とは

ごみの分け方や出し方、収集曜日などをいつでもどこでも簡単に検索できる、スマートフォンで使えるごみ分別アプリです。

① 普及啓発の推進

- ・ もったいない運動との連携
- ・ 分別強化の推進【拡充】
- ・ 環境教育の推進
- ・ 家庭系生ごみの減量化の推進
- ・ きれいなまちづくりの推進

【資源とごみの出し方が上手になる3つのステップ】

① 資源とごみを分けましょう

宇都宮市の分別区分は、資源物・焼却ごみ・不燃ごみ・危険ごみ・粗大ごみの「5種類」です。

資源物は、9分別なので、「5種 13分別」となります。

- ・ 新聞 ・ダンボール ・雑誌、その他の紙 ・紙パック ・布類
- ・びん缶類 ・ペットボトル ・白色トレイ ・プラスチック製容器包装

② 収集曜日を確認しましょう

資源とごみを収集する曜日と出す時間は、地域ごとに決められています。

必ず、決められた時間までに出しましょう。

資源物・・・週1回 危険ごみ・・・週1回

焼却ごみ・・・週2回 不燃ごみ・・・週1回

③ 粗大ごみ（50cmより大きいごみ）の出し方を確認しましょう

大きさが50cm以上のごみは、ごみステーションには出せませんので、清掃センターにお持ち込みいただくか、

粗大ごみ受付センター（028-643-5371）に連絡してください。



～コラム～ ごみ分別アプリ「さんあ～る」

分別方法を手軽に検索する機能や、収集日をお知らせする機能などがついたアプリで、スマートフォンやタブレット端末を持つ方なら誰でも無料でダウンロードできます。

Google Play や App Store, または市のホームページからインストールすることができ、英語, 韓国語, 中国語などの多言語に対応しています。

<主な機能>

- 分別辞書で資源とごみの分別区分を調べる機能

資源とごみを品目別（50音順）で検索すると、分け方・出し方が確認できます。



- 資源とごみの収集日を確認する機能

お住まいの地域を設定することで、資源とごみが何曜日に収集され、何時までに出すのかを確認できます。また、収集日には、通知が届きます。



(2) 発生抑制・再使用の促進

市民への意識啓発や外食・小売事業者との連携等により、資源とごみの発生抑制の促進を図るとともに、世界的に関心が高まっている食品ロスや海洋プラスチックごみ問題に対応します。

また、粗大ごみなどの再利用の促進に向けて、情報提供を行うことで、市民のリユースに対する意識の定着を図ります。

【施策指標】

市が実施した
フードドライブの参加者数（年）



121人
(R1)



400人
(R7)

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動です。

市役所本庁舎でも随時受付を行っています。

常温保存が可能な食品で、賞味期限が2か月以上ある未開封のものを対象に、寄付された食品は「NPO法人フードバンクうつのみや」へ引き渡し、様々な理由で食べ物に困っている人や施設に届けられます

① 発生抑制の促進

- ・ 食品ロス削減の推進【新規】
- ・ プラスチックごみの発生抑制の推進【新規】

② 再使用の促進

- ・ リユース品の利用促進
- ・ 粗大ごみの再生品販売

市民が食品ロスを削減するには

- ・ 料理の食べ切りや食材の使い切り
- ・ すぐ食べるものは賞味期限の近い商品から購入する
- ・ 使う予定のある食材だけ購入するなどの行動を実践することが有効です。



事業者がごみを削減するには

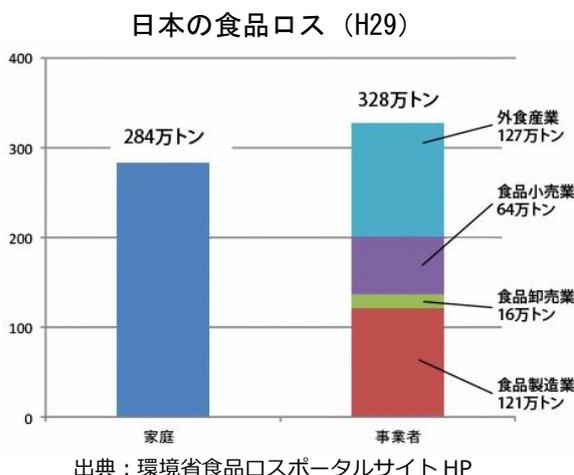
- ・ 事業所などにおける分別の徹底
- ・ ごみに関する従業員への意識啓発などが重要です。



～コラム～ 食品ロス問題

1) 「食品ロス」とはどんなもの？

食品ロスとは、食べ残し、売れ残りや期限切れ（直接廃棄）のほか、野菜の皮を厚くむき過ぎるなど食べられる部分まで廃棄（過剰除去）するなど様々な理由で、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを指します。大量の食べ物を「ごみ」にすることで、様々な影響があります。



2) どんな影響があるの？

- 食べ物を育てたり、取ったり、作ったり、運んだりした手間や時間が無駄になってしまいます。
- 食品を捨てることで、その食べ物を購入したお金が無駄になってしまいます。
- 家庭から出る食品ロスが増えると、それら処理するための税金がかかります。
- 食品が利用されず廃棄されれば、生産や流通時に使用された水や飼料、燃料なども無駄になってしまいます。
- 捨てられてしまう食品の運搬や焼却処分等の際にも温室効果ガスが出ることから、地球温暖化を助長します。
- 本来食べられる食品を捨ててしまうことは、まさに「もったいない」。



もったいないの約束

宇都宮に住み、学び、働く私たちは、地球上にあるすべてのものに、
尊敬と感謝の気持ちを持ち、ひとやものを大切に
「もったいない」のこころを育てています。
このまちの古き良き歴史や恵み豊かな環境をはぐくみ、
かけがえのない美しい地球を未来につないでいくため、
これからも「もったいない」のこころを広げ、日々、行動することを約束します。

- 1 私たちは、互いに尊敬し、思いやりをもってふれあいます。**
- 2 私たちは、すべてのものに感謝して、その価値を十分にいかします。**
- 3 私たちは、宇都宮の素晴らしさのみがき、未来に誇れるまちをつくります。**

平成21年9月27日約束

宇都宮市もったいない運動市民会議・宇都宮市

一人ひとりができることは小さなことでも みんなでやれば大きな力に
ます。できるところから始めっぺ！！

毎月1日は「もったいないの日」
～日々の行動を振り返ろう～

2-2 資源循環利用の推進

(1) 資源循環利用の推進

市内で発生した剪定枝や廃食用油の資源化などにより資源循環利用を推進します。

【施策指標】

市が主体となって取り組む
廃棄物系バイオマスの資源化量（年）

514 t
(R1)



1,500 t
(R7)



廃棄物系バイオマスとは

生ごみなどの食品廃棄物や家畜ふん尿、下水汚泥、農業残さなど、加工・処理することでエネルギーとして利用できる廃棄物をいいます。

① 資源循環利用の推進

- ・ 拠点回収事業における資源化の推進【拡充】
- ・ 公共施設における資源化の推進
- ・ 新たな資源循環利用の推進

宇都宮市では拠点回収した剪定枝を資源としてチップ化し、配布を希望する市民の皆様にお配りしています。



(2) 各主体による資源化の促進

市民や事業者の主体的な取組を普及拡大することで、資源化を促進します。

【施策指標】

市民から依頼のあった分別講習会
と出前講座の開催回数（年）

67回
(R1)



70回以上
(R7)



リサイクル推進員とは

宇都宮市では、ごみの減量化・資源化を推進するため、地域で組織的に活動する「リサイクル推進員制度」を単位自治会ごとに設け、地域のごみに関するリーダーを担っていただいています。リサイクル推進員は、地域に密着したごみの減量化・資源化の取組や、地域のごみ問題の課題解決に向けた活動などを行っています。

① 市民・事業者主体による資源化の推進

- ・ リサイクル推進員活動支援の推進
- ・ エコショップ等の普及促進【拡充】
- ・ 資源物集団回収の推進
- ・ 事業系ごみの減量化・資源化の促進【拡充】

2-3 適正な処理の推進

(1) 適正な収集・処分体制の推進

ごみの適正処理を着実に推進するとともに、災害により発生した廃棄物についても適切に処理します。

【施策指標】

行政収集等実施率（年）

100%
(R1)



100%を維持
(R7)



① 適正な収集・処分体制の推進

- ・ ごみステーションの維持管理への支援
- ・ 適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制の確保
- ・ 適正な中間処理施設・最終処分場*の維持管理

② 適切な処理の推進

- ・ 事業系ごみの適正処理の推進【拡充】
- ・ 災害廃棄物の適正処理に向けた対応【拡充】

ごみステーションは自治会や集合住宅管理者等によって維持管理されているため、市は管理者と連携を図りながら、適切な維持管理が行われるよう支援します。



(2) 不法投棄の未然防止・拡大防止

不法投棄の抑制に向けて市民・事業者・行政が連携し、不法投棄の早期発見・早期対応を推進し、拡大の防止を図ります。

【成果指標】

不法投棄事案の解決率（年）

97.8%
(R1)



98%以上
(R7)



① 適正処理の推進

- ・ 様々な手法による市民等への適正処理に向けた市民等への意識啓発
- ・ 廃棄物排出事業者に対する指導【拡充】

② 不法投棄の未然防止

- ・ 不法投棄監視カメラの設置【拡充】
- ・ 地域住民による監視活動、清掃活動への支援
- ・ 市内郵便局との連携【新規】

③ 不法投棄の拡大防止

- ・ 不法投棄の速やかな回収・処分
- ・ 不法投棄された土地の速やかな原状回復

宇都宮市の不法投棄防止の取組

- ・ 監視カメラによる監視
- ・ 警備会社への監視委託
- ・ リサイクル推進員、市民、市職員による通報
- ・ 地域団体の支援



～コラム～ クリーンセンター下田原

老朽化が進んだ北清掃センター及び南清掃センターを集約した新たなごみ焼却施設として、「クリーンセンター下田原」が令和2年（2020年）4月から稼働を開始しました。



クリーンセンター下田原の概要など

区分		詳細
施設の概要	施設の種類	一般廃棄物ごみ焼却施設
	敷地面積	19,300 平方メートル
	処理能力	190 t / 24 h (95 t / 24 h × 2 炉)
	焼却炉形式	ストーカ式
	発電設備	蒸気タービン発電機, 定格出力 3,500kw
受入	受付時間	午前 8 時 30 分～正午, 午後 1 時～4 時 30 分
	休業日	日曜日, 祝休日と重なる土曜日, 年末年始
	所在地	下田原町 3435 番地

クリーンセンター下田原へのごみの持ち込み

資源物			ごみ				事業系ごみ（有料） <small>注1</small>
紙類、布類 （紙パック含む）	ペットボトル類	プラスチック製 容器包装 白色トレイ	焼却ごみ	危険ごみ 不燃ごみ	可燃性粗大ごみ	不燃性粗大ごみ	
×	▲	▲	○	▲	●	△	○ <small>注2</small>

○：持込可，●軽トラック1日1台まで，△1日2点まで，

▲45ℓポリ袋1日2袋まで，×：持込不可

※1 可燃系（焼却ごみ，可燃性粗大ごみ）のみ

※2 一般廃棄物のみ持ち込み可能（持ち込み量・品目に制限あり）

3 自然環境



自然環境分野の特徴

自然環境を守り育て、未来につないでいき、私たちの暮らしと心がより一層豊かになるよう、人と自然との共生に向けて、生物多様性の保全に関する意識啓発や、森林・河川環境等の適正管理などの取組を推進します。

施策体系

3-1 生物多様性の保全

- (1) 生物多様性保全に関する意識の醸成
- (2) 生きものとその生息・生育環境の保全の推進



3-2 自然と共生したまちづくり

- (1) 農地等の多面的機能の維持向上
- (2) 都市の緑の保全と創出
- (3) 水資源の確保
- (4) 河川環境の保全と創出
- (5) 良好な景観の保全と創出



3-1 生物多様性の保全

(1) 生物多様性保全に関する意識の醸成

生物多様性についての正しい理解と生物多様性の保全に関する意識の醸成を図ることで、市民等の主体的な活動につなげます。

【施策指標】

「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合（年）
（生物多様性の認知度）

33.6%
(R2)



75.0%
(R7)



ハチクマ

生物多様性とは

様々な生きものの個性と自然とのつながりの豊かさのことです。

国際条約である「生物の多様性に関する条約」では、遺伝子の多様性・種の多様性・生態系の多様性という3つのレベルがあるとしています。

① 自然に親しむきっかけづくり

- ・ 人と生きものとのつながりに関する周知啓発【拡充】
- ・ 自然観察会等の実施【拡充】

② 学ぶ場の創出

- ・ 出前講座の実施【拡充】
- ・ 生物多様性に配慮した事業活動へ向けた情報発信【拡充】
- ・ 環境学習センターと連携した環境学習機会の提供【拡充】
- ・ 学校における意識の醸成【拡充】

③ 活動へつなげる支援

- ・ 環境リーダー等の人材育成（再掲）
- ・ 「こどもエコクラブ」の育成（再掲）
- ・ うつのみや生きものつながり活性化事業の推進【新規】



親子で生きもの調査



フクロウ

生物多様性に関する宇都宮市の取組

- ・ 地区市民センター等における生物多様性やうつのみやの自然に関するパネル展の開催
- ・ 環境学習センターにおける、自然観察会や植樹などの講座の開催

(2) 生きものとその生息・生育環境の保全の推進

本市の風土によって育まれてきた生きものやその生息・生育環境，それらのつながりを保全し，貴重な生物多様性の恵みを将来にわたり引き継いでいく取組を推進します。

【施策指標】

外来種の影響に関する認知度（年）

64.8%
(R2)



90.0%
(R7)



アメリカザリガニ

外来種とは⁴

もともと生息していなかった地域に，人の手により持ち込まれた動植物であり，生態系や人の活動に悪い影響を及ぼす場合があります。

身近な外来種として，アメリカザリガニやアカミミガメ（ミドリガメ）などが挙げられます。

① 生きものとその生息・生育環境の保全

- ・ 自然環境基礎調査の実施・活用【拡充】
- ・ 自然環境保全対策に関するアドバイザー会議の開催
- ・ 自然環境保全地域等の監視活動【拡充】
- ・ 里山・樹林地の管理・育成につながる市民・事業者との連携強化
- ・ 周辺環境と調和した多自然川づくりの推進
- ・ 森林施業の推進【拡充】
- ・ 農村の自然環境・景観の保全
- ・ 都市緑地の保全・活用【拡充】
- ・ 文化財の保存・活用
- ・ 天然記念物の保全

② 生きものとその生息・生育環境の変化への対応

- ・ 外来種に関する周知啓発【拡充】
- ・ 外来種防除活動の実施・支援【拡充】
- ・ 気候変動による生きものへの影響の調査研究・活用【拡充】
- ・ 気候変動への適応策に関する理解促進に向けた情報発信【拡充】



アカミミガメ（ミドリガメ）

外来種からの被害を予防するために，
私たちにできることがあります。

- ・ 悪い影響を及ぼすおそれのある外来種を持ち込まない。
- ・ 飼育，栽培している外来種を捨てない。
- ・ すでにいる外来種を他の地域にひろげない。



アライグマ

3-2 自然と共生したまちづくりの推進

(1) 農地等の多面的機能の維持向上

農地や森林の循環機能の維持増進や農村の振興を図るとともに、断続的に分布している里山・樹林地とその周辺農地の一体的な保全や整備により、農地や森林の多面的な機能の維持向上を図ります。

【施策指標】

市内農地における
環境保全活動カバー率（累計）



39.3%
(R1)



80%
(R7)

地産地消とは

その土地で生産されたものをその土地で消費することです。身近な場所から新鮮な農産物が手に入る、地域の活性化につながるといったメリットがあります。



- ① 農地や里山・樹林地の保全と活用
 - ・ 優良農地の確保・保全
 - ・ 森林施業の推進【拡充】（再掲）
 - ・ 農地・農業用水等の保全の推進【拡充】
 - ・ 遊休農地等の有効利用の促進
 - ・ 地域特性を活用したエコツーリズム[※]等の検討・実施
- ② 環境にやさしい農林業の促進
 - ・ 農村の自然環境・景観の保全（再掲）
 - ・ 環境にやさしい営農活動の普及促進
 - ・ 地産地消の推進

(2) 都市の緑の保全と創出

緑の重要性について理解し、率先して緑化行動できる市民を増やし、都市の緑の保全を図ります。また、中心市街地に緑を増やすとともに、農地や里山などの適正管理を図ることで、都市機能と自然が調和し、市民が身近に緑を感じることでできる拠点の形成を目指します。

【施策指標】

緑地保全・緑化推進に係る
活動箇所数（累計）

301 箇所
(R1)



338 箇所
(R4)



- ① 市民主体の緑化運動の推進
 - ・ 里山・樹林地の管理・育成につながる市民・事業者との連携強化（再掲）
- ② 都市拠点における緑化推進
 - ・ 中心市街地の緑化推進【拡充】
 - ・ 市街地の農地等の保全・活用
 - ・ 都市緑地の保全・活用【拡充】（再掲）
- ③ 緑と憩いの拠点づくり
 - ・ 身近な生活圏の公園整備
 - ・ 拠点公園の整備・活用

地域に緑が増えると、良好な景観が形成され、住み心地の良さを感じたり、夏場の暑さを緩和することができます。



宇都宮市では「都市緑化基金」を募り、市民団体や施設などへの花苗の配布、緑化ボランティアへの支援や潤いのあるまちづくりに活用しています。



(3) 水資源の確保

市民や事業者に水の大切さについて普及啓発を行い、将来にわたってきれいな水を守るとともに、水道水等の水源を守り、安全・安心な生活環境を保全します。

【施策指標】

雨水貯留施設等

設置費補助件数（H28からの累計）

378件
(R1)



2,103件
(R7)

- ① 水を大切にすることを意識の醸成
 - ・ 水循環に関する教育の推進
 - ・ 上下水道に関する普及啓発【拡充】
- ② 既存水源等の保持
 - ・ 水質保全に関する要望活動の実施
 - ・ 水源涵養活動・水質保全活動の協力依頼
 - ・ かんがい排水施設の整備等の推進
- ③ 水の適正かつ有効な循環の促進
 - ・ 宅地内雨水貯留・浸透施設の設置促進
 - ・ 道路における雨水浸透舗装の整備

雨水貯留等施設とは

- ・ 貯留タンク：
屋根に降った雨水をタンクに溜め、水やりなどに利用意できる施設
- ・ 浸透ます・浸透トレンチ：
雨水を地下に浸透させる施設
- ・ 浄化槽転用槽：
不要になった浄化槽を転用して、雨水を溜める施設



宅地内の雨水貯留タンク

(4) 河川環境の保全と創出

河川環境の保全に取り組み、自然に触れる、体験するなど、水辺に親しめる空間を創出します。

【施策指標】

河川の整備率

(都市河川，準用河川) (累計)

62.4%
(R2)



62.8%
(R4)



姿川

出典：栃木県ホームページ

- ① 水辺に親しめる空間の創出
 - ・ 周辺環境と調和した多自然川づくりの推進（再掲）
 - ・ まちづくりと併せた河川・緑地等の一体的な保全と活用
- ② 治水対策・河川機能の保全
 - ・ 河川整備の推進
 - ・ 河川維持管理の実施

多自然川づくりとは

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことであり、宇都宮市では姿川などを対象とした取組を行っています。

(5) 良好な景観の保全と創出

地域の歴史や文化に誇りと愛着を持つ市民を増やすとともに、貴重な遺産を後世に継承するため、歴史的・文化的な景観の整備と活用を推進します。

また、市民協働による景観づくりに取り組むことによりきれいな街並みや景観を保全します。

【施策指標】

景観形成重点地区等
の指定数（累計）

7地区
(R1)



11地区
(R7)



景観形成重点地区とは

本市として誇れる景観づくりが必要な区域として指定するものです。令和元年度までに宇都宮駅東地区、大通り地区、白沢地区、雀宮駅周辺地区、岡本駅周辺地区等が指定されています。

① 歴史的・文化的景観の整備と活用

- ・ 大谷の名勝・文化的景観保存整備事業の推進
- ・ 文化財の保存・活用（再掲）

② 景観形成の総合的な推進

- ・ 景観計画を活用した景観づくりの推進
- ・ 景観に関する意識の啓発【拡充】
- ・ 屋外広告物の規制誘導

宇都宮市では「宇都宮市景観計画」に定めた地域別の景観形成方針に基づき、まちづくりを進めています。

●北西部地域

優れた自然景観や観光資源を保全・活用し、身近な自然と親しめる景観

●北東部地域

豊かな自然景観や田園景観，文化資源を保全・活用し，ひと・まち・自然が調和した景観

●中央地域

自然と文化の調和を図りながら，憩いや安らぎを感じ，歩いて楽しめる景観

●東部地域

鬼怒川を中心に広がる田園景観を保全し，産・学・住が調和した景観

●南部地域

のどかさを感じさせる田園景観を保全し，立地の良さを生かした快適で活力のある景観



釜川プロムナード



ろまんちっく村



田川コスモスロード

～コラム～ 私たちの暮らしと生物多様性

1) 「生物多様性」とは？

この地球上には未知のものを含めると3,000万種ともいわれる多種多様な生きものが、森林、河川、海、湿地など様々な環境で生息・生育しています。この豊かな自然環境の中で、様々な生きものが互いにつながりあい、バランスを取りながら生きていること、そして、この生きものの個性と自然とのつながりの豊かさを「生物多様性」と呼びます。



羽黒山から中心地方面を望む

2) どんなことが必要とされているの？

生物多様性の恵みは、私たちの生活の基盤となる水や食料のほか、衣料やレクリエーションの場の提供、気候の安定や自然災害の軽減などの多くの恵みをもたらすとともに、私たちの命や暮らしを支えています。

時代とともに科学技術が進歩し、生活が便利になる一方で、私たちが自然に与える影響は非常に大きくなりました。その結果、過去50年間で気候変動などの自然変化を引き起こす要因は加速し、生物多様性が失われています。

今後も、私たちが豊かな生活を維持していくためには、生物多様性の大切さを理解し、保全に取り組むことが必要です。

3) 宇都宮市ではどうするの？

将来にわたり、市民一人ひとりが生物多様性について考え、多種多様な生きものの保全に主体的に取り組むことで、「人が生きものを守り、生きものからの恵みを楽しむ」自然共生社会を実現するため、平成28年に「うつのみや生きものつながりプラン」を策定しました(令和3年3月改定)。

このプランでは、将来像を「人と生きものが 育みあうまち うつのみや」と掲げ、「生物多様性の大切さを知る」、「生物多様性を守る」を基本方針として、生物多様性保全の取組を推進しています。



「うつのみや生きものつながりプラン」

4 生活環境



生活環境分野の特徴

市民の良好な生活環境を確保するために、大気・水質・騒音に係る環境調査や、工場・事業場に対する立入検査・指導、事業者との相互協力による環境保全活動の推進などに取り組みます。

施策体系

4-1 環境調査、監視等の充実

- (1) 大気汚染状況の監視
- (2) 水質汚濁状況の監視
- (3) 騒音振動の調査
- (4) 放射線や化学物質の調査



4-2 発生源対策の充実

- (1) 工場・事業場の監視・指導
- (2) 事業者等への意識啓発
- (3) 自動車排出ガス対策の充実
- (4) 生活排水対策の充実



もったいないフェアにおける「宇都宮市環境協定」締結式
(令和元年9月)

4-1 環境調査, 監視等の充実

(1) 大気汚染状況の監視

大気汚染物質の環境基準等の達成状況などを把握するとともに、大気汚染物質やアスベストによる健康被害を防止します。

【施策指標】

光化学オキシダントの
環境基準達成率（年）



92.7%
(R1)



100%
(R7)

光化学スモッグとは

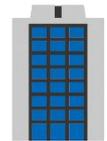
大気汚染物質のひとつである光化学オキシダントの濃度が高くなり、白いもやがかかったようになる現象です。

光化学スモッグが発生すると、目の痛み、頭痛、吐き気などの症状が出ることがあります。

- ① 大気汚染の常時監視
 - ・ 大気汚染の常時監視
- ② 光化学スモッグ対策の推進
 - ・ 光化学スモッグ対策の推進

宇都宮市では大気汚染物質について市内9か所で常時測定を行っており、結果を市ホームページで公表しています。

光化学オキシダントの濃度が高くなると、光化学スモッグ注意報が発令されます。



(2) 水質汚濁状況の監視

水質汚濁物質の環境基準達成状況を把握するとともに、異常水質事故や地下水汚染による被害を防止します。

【成果指標】

河川水の生物化学的酸素要求量
に係る基準達成率（年）



94.4%
(R1)



100%
(R7)

異常水質事故とは、油や薬品などが河川や水路に流入したり、水質の異常によって魚が死んでしまったりすることです。

事業者が原因の事故が多く、事業者は油や薬品の取扱いや処分を適切に行う、機械類や薬品の保管施設などは定期点検をする、緊急時の体制を整備するなどの対策が必要です。

- ① 河川・地下水の水質監視
 - ・ 河川・地下水の水質監視
- ② 異常水質事故の未然防止等の実施
 - ・ 異常水質事故の未然防止等の実施



(3) 騒音振動の調査

自動車や新幹線による騒音等の環境基準などの達成状況を把握するとともに、関係機関等への要望・要請により騒音振動の低減を図ります。



- ① 自動車・新幹線騒音等の調査
 - ・ 自動車・新幹線騒音等の監視

(4) 放射線や化学物質の調査

放射線量やダイオキシン類等の化学物質による汚染状況を把握し、公表することにより市民の安全安心を確保します。



ダイオキシン類とは

工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。毒性はありますが、通常の日常生活におけるばく露レベルでは健康影響は生じないと言われています。

- ① 放射線量や化学物質調査の実施
 - ・ 放射線量や化学物質調査の実施



4-2 発生源対策の充実

(1) 工場・事業場の監視・指導

環境法令に基づく届出の適切な審査や厳格な立入検査等により、公害の発生を未然に防止します。

【施策指標】

工場・事業場における
排出基準超過件数（年）



6件
(R1)



0件
(R7)

宇都宮市では、環境法令に基づきばい煙や排水等に係る特定施設を設置する工場・事業場に対して立入検査を行い、排出基準の適合状況を監視・指導しています。

- ① ばい煙・排水・騒音等に関する監視・指導
 - ・ ばい煙・排水・騒音等に関する監視・指導
- ② アスベスト飛散防止対策の推進
 - ・ アスベスト飛散防止対策の推進【拡充】
- ③ 土壌汚染に関する監視・指導
 - ・ 土壌汚染に関する監視・指導
- ④ 公害苦情等に係る相談対応の実施
 - ・ 公害苦情等に係る相談対応の実施

アスベストとは

天然の鉱物繊維であり、建物の建材（吹き付け材、断熱材など）やその他の工業製品に多く使用されてきました。

発がん性があり、肺がんや中皮腫の原因になると考えられています。

(2) 事業者等への意識啓発

市民・事業者への環境保全意識の啓発等を行うことにより、公害の未然防止と更なる生活環境の向上を図ります。

【施策指標】

良好な生活環境の確保に係る
市民満足度（年）



35.7%
(R2)



40.7%
(R7)

宇都宮市と環境協定を締結している事業者は、環境にやさしい自動車・省エネ設備の導入、外来植物除去活動への参加、敷地内の緑化、工場周辺の美化活動などの取組を行っています。

- ① 宇都宮市環境協定の推進
 - ・ 宇都宮市環境協定の推進
- ② 環境保全意識の啓発
 - ・ 環境保全意識の啓発【拡充】



(3) 自動車排出ガス対策の充実

電気自動車等の環境にやさしい自動車の普及促進を図り、自動車排出ガスの低減を図ります。



- ① 電気自動車等の普及促進
 - ・ EVの導入促進【新規】（再掲）
 - ・ 燃料電池自動車の導入促進【新規】（再掲）
- ② 電気自動車等のカーシェアリングの導入検討
 - ・ 電気自動車等のカーシェアリングの導入検討（再掲）
- ③ アイドリングストップの普及拡大
 - ・ アイドリングストップの普及拡大

(4) 生活排水対策の充実

公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な生活環境の保全に努めます。



浄化槽には合併処理浄化槽と単独処理浄化槽があります。

単独処理浄化槽はトイレの汚水のみ処理し、台所や風呂の生活雑排水はそのまま排水されてしまうため、合併処理浄化槽への転換が必要です。

- ① 生活排水処理施設整備の推進
 - ・ 生活排水処理施設整備の推進
- ② 公共下水道等における生活排水の監視
 - ・ 公共下水道等における生活排水の監視

宇都宮市では、生活排水処理施設（公共下水道）が整備されない地域を対象として、合併処理浄化槽設置費の補助制度を設けています。



～コラム～ 環境協定ってなんだろう？

1) 環境協定とは？

- 大気汚染や水質汚濁などの公害の防止について規定しています。
- 地球温暖化対策や生物多様性保全など、環境にやさしい取り組みを推進することについて規定しています。

2) 環境協定が締結された背景

内陸型の工業団地としては国内最大級である清原工業団地の工場と、大気汚染や水質汚濁などの上乗せ基準や測定報告などに関して、昭和52年から、順次、「公害防止協定」を締結してきました。

この「公害防止協定」について、公害防止対策の強化に加えて、地球温暖化対策など新たな取組も盛り込んだ「宇都宮市環境協定」へと改定し、平成20年5月に締結しました。

環境協定



佐藤市長と工場代表による調印
(平成20年5月28日)

3) 協定締結対象の工場は？

工業団地など産業拠点に立地する一定規模以上の工場です。

4) 協定を締結した工場

●宇都宮工業団地

- ・(株)関東三翠社
- ・(株)クボタ 宇都宮工場
- ・クボタ空調(株) 栃木工場
- ・(株)セルクリーンセンター
- ・東武栃木生コン(株)
- ・日本パーカラライジング(株) 宇都宮工場
- ・三菱パワー精密鑄造(株)
- ・村田発條(株)
- ・(株)八幡
- ・(株)UACJカラーアルミ

●清原工業団地

- ・石川ガスケット(株) 清原工場
- ・宇都宮化工(株)
- ・エア・ウォーター(株) 宇都宮工場
- ・エスペック(株) 宇都宮テクノコンプレックス
- ・エム・イー・エム・シー(株) 宇都宮工場
- ・カルビー(株) 新宇都宮工場
- ・カルビー(株) R&Dセンター
- ・カルビー(株) 生産カンパニー東日本生産部 清原工場
- ・キヤノン(株) 宇都宮工場
- ・キヤノン(株) 宇都宮光学機器事業所
- ・キヤノン(株) 光学技術研究所
- ・清原住電(株)
- ・清水鋼鐵(株) 宇都宮製作所
- ・新陽メタルビー(株)
- ・住友ベークライト(株) 宇都宮工場
- ・中外製薬工業(株) 宇都宮工場

- ・東洋紡フィルムソリューション 宇都宮事業所
- ・デュボン(株) 宇都宮事業所
- ・東京応化工業(株) 宇都宮工場
- ・東京製鐵(株) 宇都宮工場
- ・栃木住友電工(株)
- ・日任電子部品(株) 宇都宮工場
- ・日本たばこ産業(株) 北関東工場
- ・日本ペイント(株) 栃木工場
- ・日本山村硝子(株) プラスチックカンパニー宇都宮プラント
- ・久光製薬(株) 宇都宮工場
- ・マニー(株) 清原工場
- ・マルハニチロ(株) 宇都宮工場
- ・マルハニチロ(株) 化成バイオ事業部
- ・(株)ミットヨ 宇都宮事業所清原工場
- ・宮島醤油(株) 宇都宮工場
- ・村田発條(株) 清原工場
- ・(株)ムロコーポレーション 清原本社工場

令和3年3月19日現在

5 人づくり



人づくり分野の特徴

本市独自の「もったいない運動」の更なる普及促進に向け、各世代に応じた広報媒体の活用による効果的な啓発活動として、「もったいないフェア」の開催や「もったいない4コマまんがコンクール」、「もったいないいりぶっく」等の各種事業を展開します。

さらに、環境学習センターでは、幅広い年代に向けた環境保全等に関する講座を引き続き開催していきます。

また、SDGsの理念等を取り入れた環境教育・環境学習の機会を提供するとともに、環境団体間等の連携を促進します。



施策体系

5-1 「もったいない」の こころの醸成

- (1) 市民総ぐるみによるもったいない運動の推進
- (2) もったいない運動を取り入れたイベントの開催



5-2 自ら学び、自ら行動 する人づくりの推進

- (1) 環境学習の場と機会の提供
- (2) 地域における環境保全活動を担う人材の育成



5-3 「もったいない」の こころによる実践行動 の場と機会の充実

- (1) 各主体による環境配慮行動の推進
- (2) 多様な活動主体間の連携促進



5-1 「もったいない」のこころの醸成

(1) 市民総ぐるみによるもったいない運動の推進

多様な主体と連携しながら、もったいない運動の普及啓発を図ります。



もったいないフェアにおける
Kids 古本交換市

① もったいない運動を活用した普及啓発

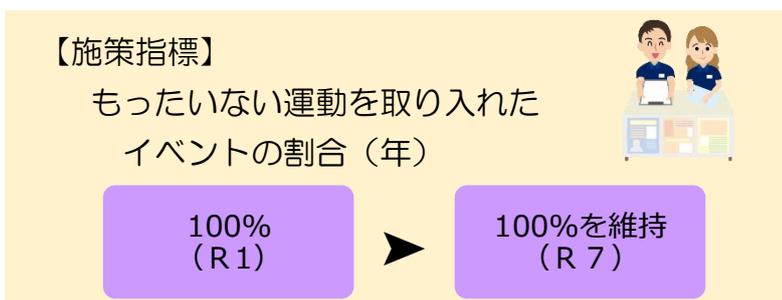
- ・ もったいない運動の趣旨やSDGsの理念を取り入れた出前講座の実施【拡充】
- ・ もったいないフェア、コンクール、顕彰事業など普及啓発事業の実施

もったいない運動とは

「あらゆる地球資源に対する尊敬・感謝」を込めた「ひとやものを大切にすること」を基本とした様々な活動・取組を推進する運動です。

(2) もったいない運動を取り入れたイベントの開催

気軽にもったいない運動に触れる機会を創出し、より多くの市民に対し、もったいない運動への参加の促進を図ります。



環境月間パネル展

① 環境イベント等を通じた普及啓発

- ・ 環境月間・もったいない月間に合わせた周知啓発（グリーンリボン等）
- ・ 「もったいないフェア」など環境配慮型イベントの実施
- ・ 民間企業等と連携した普及啓発の実施



国が定める6月の「環境月間」や、本市が定める9月の「もったいない月間」には、環境月間パネル展やもったいないフェアなどのイベントを実施しています。

5-2 自ら学び，自ら行動する人づくりの推進

(1) 環境学習の場と機会の提供

効果的で入手しやすい情報発信や，地域の環境問題に応じた幅広い年代に対する学習機会と場の提供により，主体的な環境活動の促進を図ります。



環境学習講座の様子

- ① 環境配慮行動に資する総合的な情報発信
 - ・ スマートフォンアプリ・SNS等ICTを活用した情報発信【拡充】
 - ・ 市民目線に立ったわかりやすい情報発信
- ② 環境学習センターを核とした環境学習の充実
 - ・ 環境問題や地域特性を踏まえた環境学習講座の実施【拡充】
 - ・ 教育機関と連携した環境教育の推進【拡充】
 - ・ 自主活動グループの活動支援
 - ・ 多様な機会を捉えた環境出前講座の実施

(2) 地域における環境保全活動を担う人材の育成

環境保全活動の実践機会を提供し，「もったいない」のころをもっと地域の環境創造を担う人材の育成を図ります。



ESD とは

持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。

ESD では持続可能な開発に関する価値観，体系的な思考力などが必要です。

- ① 環境活動を担う次世代の人材育成
 - ・ もったいない運動の趣旨やSDGsの理念を取り入れた出前講座の実施【拡充】（再掲）
 - ・ 「こどもエコクラブ」の育成
 - ・ 環境リーダー等の人材育成
 - ・ 森づくり団体の支援
 - ・ みやの環境創造提案・実践事業の実施
 - ・ ESD拡大に向けた人材育成手法の検討【新規】



出典：文部科学省ホームページ

5-3 「もったいない」のこころによる実践行動の場と機会の充実

(1) 各主体による環境配慮行動の推進

家庭、事業所、学校等における環境配慮行動を促進し、各主体の取組の拡大を図るとともに、市が率先して「もったいない運動」に取り組みます。

【施策指標】

もったいない運動の実践率（年）

32%
(R1)



60%
(R7)



環境にやさしい活動に取り組んでいる学校を「みやエコスクール」に認定しているよ。



- ① 家庭におけるエコライフの推進
 - ・ 環境配慮行動の実践促進【新規】
 - ・ マイMy（マイバッグ、マイ箸）運動の推進
- ② 事業所の環境配慮行動の推進
 - ・ ECO うつのみや21認定制度の推進
- ③ 学校等における環境配慮行動の推進
 - ・ みやエコスクール認定制度等の推進
- ④ 市の率先した「もったいない運動」の推進
 - ・ 市の事務事業における「もったいない運動」の推進
 - ・ グリーン調達推進方針に基づくグリーン購入の推進

みやエコスクールとは

みやエコスクール認定校では、PDCAサイクルにより校内の環境配慮に関する行動計画を策定・実行し、環境を大切にする人材の育成や、学校における環境配慮行動の推進を目指しています。

(2) 多様な活動主体間の連携促進

地域における環境活動の活性化を図るとともに、多様な主体の協働による環境活動を促進することにより、もったいない運動の環を広げます。

【施策指標】

環境学習センター
の利用件数（年）

887件
(R1)



890件
(R7)



みやCO₂バイバイプロジェクトとは

太陽光発電による各家庭のCO₂排出削減量を取りまとめ、その排出削減量をクレジット化（環境価値の見える化）し、学生団体による環境活動を支援する「みやの環境創造提案・実践事業」に役立てる取組です。

- ① 環境団体の育成、連携促進
 - ・ もったいない運動市民会議など各種ネットワーク組織への活動支援【拡充】
 - ・ 地域における環境保全活動に関する情報発信
 - ・ リサイクル推進員活動支援の推進（再掲）
 - ・ 環境団体相互の交流の促進
- ② 協働による実践行動の促進
 - ・ みやの環境創造提案・実践事業の実施（再掲）
 - ・ J-クレジット制度を活用したみやCO₂バイバイプロジェクトの実施

～コラム～ クールチョイス

1) クールチョイスってなに？

「COOL CHOICE」(クールチョイス)とは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという国の目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をする取組のことで、2015年7月1日より開始しています。

2) 何をすればいいの？

脱炭素アクション・COOL CHOICE 推進キャンペーンが示されています。

脱炭素アクション

COOLBIZ

クールビズ

夏の冷房時の室温は
28℃を目安に

「移動」を「エコ」に。

WARMBIZ

ウォームビズ

暖房に頼りすぎず、
暖かい服装を工夫して

ECO DRIVE

環境負荷の軽減に配慮し
た自動車利用を

**smart
move**

「移動」を「エコ」に

あかり未来計画

節電・温暖化対策のため
高効率照明へ

COOL CHOICE 推進キャンペーン



統一省エネルギーラベル
の星の数が多い家電へ
買換えを



できるだけ一度での荷物の
受け取りを



高断熱・省エネ住宅への
買換えや
省エネルギーフォームを



「地球」にやさしい
エコカーへの買換えを

3) 宇都宮市は何をするの？

宇都宮市では、2017年5月15日よりCOOL CHOICEに賛同し、この活動を積極的に支援しています。